労務費ダンピングを防止するための
公 共 発 注 者 向 け ガ イ ド ラ イ ン

令和７年１２月

国土交通省　不動産・建設経済局

目　次

１．　はじめに 1

２．　公共工事における入札金額の内訳の提出 3

２-１　内訳書に記載すべき内容 4

２-２　内訳書の様式（例） 12

３．　「労務費ダンピング調査」の実施 22

３-１　背景 22

３-２　実施方法 23

３-３　「一定水準」の設定方法 31

３-４　理由の確認 32

３-５　建設Ｇメン通報 36

３-６　調査例 39

４．　Ｑ＆Ａ 49

４-１　労務費ダンピング調査の概要について 49

４-２　労務費ダンピング調査の方法について 50

４-３　労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Ｇメンへの通報について 52

４-４　労務費の基準について 53

５．　参考資料等 55

５-１　公共工事設計労務単価 55

５-２　標準的な労務構成割合の算出方法 63

５-３　その他の係数 66

１．はじめに

（１）本ガイドラインの概要、目的

建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な水準の労務費の確保と賃金の支払いを図るべく、令和６年６月に第三次・担い手３法が成立したところである。

当該改正のうち、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）については、令和７年 12 月 12 日に完全施行される。入契法第 12 条及び第 13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

発注者が入札金額の内訳の記載内容を確認する際、労務費等の適正性を調査する方法の１つが「労務費ダンピング調査」である。

本ガイドラインは公共発注者向けに、入札金額の内訳、「労務費ダンピング調査」の具体的な実施方法について留意点をまとめたものである。

● **公共工事における入札金額の内訳の提出　⇒　Ｐ３へ**

● **「労務費ダンピング調査」の実施　　⇒　P22 へ**

なお、「公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）」（令和７年 11 月 18 日付け総行行第 504 号・国不入企第 102 号、国不入企第 101 号）のとおり、入札金額の内訳の具体的な取扱いについては、内訳書の不備の確認や、低入札価格調査での活用、談合情報が寄せられた際における提出された入札金額の内訳の内容比較などが考えられ、適切に入札金額の内訳を確認する必要がある。

また、このガイドラインで示す「労務費ダンピング調査」は第三次・担い手３法の趣旨の徹底のため、各公共発注者において、入札契約段階で最低限取り組むべき内容をまとめたものであり、適正な水準の労務費の確保と支払いの実効性の確保を図るためには、更なる取組に積極的に取り組むことが求められる。国土交通省では、契約後に労務費が下請業者等まで十分に行き渡っているかを確認することなど、労務費の行き渡りの観点から、より実効性の高い取組を目指しているところである。

入札契約段階における労務費の確認についての基本的考え方の根底には、入札契約内容の透明性の確保やダンピング受注の防止を徹底することにより公共工事に対する国民の信頼確保を図るという入契法の立法主旨が存在する。このことを踏まえ、各公共発注者においては、当ガイドラインを踏まえた取組を着実に実施するとともに、更なる創意工夫に富んだ取組を期待する。

（２）労務費ダンピング調査の実施

適正な水準の労務費の確保と賃金支払いの実効性を確保するためには、公共発注者は、入札金額に含まれる労務費について官積算の 100％相当を確保する必要がある。

そのため、官積算上の労務費と入札参加者が見積もった入札金額の内訳として記載される

労務費との比較を行い、必要とされる労務費が確保されるよう確認することが望ましい。一方で、市場単価方式や標準単価方式等を用いる場合、材料費や労務費等を分離して算出することは多大な労力を必要とする。また工事費を算出する上で用いる積算システムにおいても、全工事費のうち労務費だけの総額を正確に示すことは、現状困難である。また、入札参加者から提出される入札金額の内訳として記載される労務費の対象工種と、官積算によって示される労務費の対象工種が必ずしも一致しないことが想定され、労務費を指標として比較を行うことは容易ではない。

よって、本ガイドラインで示す労務費ダンピング調査においては、運用上、直接工事費を指標として調査を行うこととし、その基準には、労務費の算入率を 100%として定められた「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「中央公契連モデル」という。）で示されている直接工事費に 0.97 を乗じた額を基本として用いることとする。

２．公共工事における入札金額の内訳の提出

公共工事の入札時に応札者には、入札金額の内訳（以下「内訳書」という。）の提出が義務付けられており、その取扱いや実施方法については、通知及び事務連絡[1]が発出されているが、今回の改正入契法の完全施行により、内訳書には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費を記載することとなった。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）

（入札金額の内訳の提出）

第十二条　建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

[1] 「公共工事の発注における入札金額の内訳について（通知）」（令和７年 11 月 18 日付け総行行第 504 号・国不入企第 102 号、国不入企第 101 号）
「工事費内訳書の提出について」（最終改正令和７年 11 月 27 日、国官会第 14548 号、国官技第 300 号、国営計第 119 号、国営計第 119 号、国北予第 13 号）
「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」（最終改正令和３年３月 31 日、国会公契第 72 号、国技建調第５号、国営整第 233 号）

２－１　内訳書に記載すべき内容

（１）共通事項

内訳書に記載すべき内容としては、入契法第 12 条及び入契法施行規則第１条では、以下のように規定している。

・材料費
・労務費
・現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額
・労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）
・建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）
・その他当該公共工事の施工のために必要な経費

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和六年国土交通省令第百五号）

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）
第一条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。
一　法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
二　安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
三　建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（保険料の負担及び納付義務）
第百六十一条　被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。
２　事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（保険料の負担及び納付義務）

第八十二条　被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

２　事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

（労働保険料）

第十条　政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

２　前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一　一般保険料

二　第一種特別加入保険料

三　第二種特別加入保険料

三の二　第三種特別加入保険料

四　印紙保険料

五　特例納付保険料

（一般保険料の額）

第十一条　一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

２　前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

３　前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）

（賃金総額の特例）

第十二条　法第十一条第三項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち次の各号に掲げる事業であつて、同条第一項の賃金総額を正確に算定することが困難なものとする。

一　請負による建設の事業

二　立木の伐採の事業

三　造林の事業、木炭又は薪を生産する事業その他の林業の事業（立木の伐採の事業を除く。）

四　水産動植物の採捕又は養殖の事業

第十三条　前条第一号の事業については、その事業の種類に従い、請負金額に別表第二に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする。

２　次の各号に該当する場合には、前項の請負金額は、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一　事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物の支給を受け、又は機械器具等の貸与を受けた場合には、支給された物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）又は機械器具等の損料に相当する額（消費税等相当額を除く。）を請負代金の額（消費税等相当額を除く。）に加算する。ただし、厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業の事業主が注文者その他の者からその事業に使用する物で厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの支給を受けた場合には、この限りでない。

二　前号ただし書の規定により厚生労働大臣が定める事業の種類に該当する事業についての請負代金の額にその事業に使用する物で同号ただし書の規定により厚生労働大臣がその事業の種類ごとに定めるものの価額が含まれている場合には、その物の価額に相当する額（消費税等相当額を除く。）をその請負代金の額（消費税等相当額を除く。）から控除する。

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

（拠出金の徴収及び納付義務）

第六十九条　政府は、児童手当の支給に要する費用（児童手当法第十九条第一項の規定による国の交付金を充てる部分のうち、拠出金を原資とする部分に限る。次条第二項において「拠出金対象児童手当費用」という。）、第六十五条の規定により市町村が支弁する同条第二号に掲げる費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満三歳未満保育認定子どもに係るものに相当する費用に限る。次条第二項において「拠出金対象施設型給付費等費用」という。）、地域子ども・子育て支援事業（第五十九条第二号、第五号及び第十一号に掲げるものに限る。）に要する費用（次条第二項において「拠出金対象地域子ども・子育て支援事業費用」という。）及び仕事・子育て両立支援事業に要する費用（第五十九条の二第二項に規定する事業に係るものを除く。次条第二項において「仕事・子育て両立支援事業費用」という。）に充てるため、次に掲げる者（次項において「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）

（建設業者等の責務）

第六条　建設業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等）

第十条　国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）

（掛金）

第四十四条　掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

２　掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。

３　掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

４　共済契約者は、被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職金共済証紙を貼り付け、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

５　特定業種のうち厚生労働大臣が指定するものに係る特定業種退職金共済契約についての掛金の納付については、共済契約者が電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

６　退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（事業者等の責務）

第三条　事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

２　機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資

するように努めなければならない。

3　建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

（元方事業者の講ずべき措置等）

第二十九条　元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2　元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

3　前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二　建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第三十条　特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一　協議組織の設置及び運営を行うこと。

二　作業間の連絡及び調整を行うこと。

三　作業場所を巡視すること。

四　関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五　仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六　前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2　特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項

に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、特定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3　前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4　第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十条の三　第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合（第四項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2　第三十条第二項の規定は、第二十五条の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3　前項において準用する第三十条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4　第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5　第二十五条の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

（２）土木工事

国土交通省直轄工事（土木工事）では、入札参加者に対して、以下に示す内容を記載した内訳書の提出を求めている[2]。

・数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。）

・商号又は名称

・住所

・工事名

ここでいう、工事区分、各工種、種別、細別とは、工事数量総括表及び積算設計書における工事内容の表示方法を定めたものであり、工事の具体的項目をレベル０からレベル６までの７つの体系階層（レベル）でツリー状に整理し、使用する単位について規定している。

表１　体系階層（レベル）の定義

レベル	名称	内容	補足説明	備考（例）
レベル０	事業区分	予算制度上および事業執行上の区分を中心とした区分	工事数量総括表には表示されない。発注時の支出予算科目を示す	河川改修 道路新設・改築
レベル１	工事区分	工事発注ロットおよび発注者を考慮してレベル０を分割したもの	通常、１件の工事として発注される区分	築堤・護岸道路改良
レベル２	工種	レベル１を構成する要素のうちで、一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称	複数の工事区分で共通的に行われる工種については、主体となる工事区分で体系化している	法面工 地盤改良工擁壁工
レベル３	種別	体系全体の見通しをよくするため、レベル２とレベル４をつなぐレベル区分	工種によっては、表示しない場合もある。また、可能な限り、施工順序に従った構成とする	作業土工 場所打擁壁工
レベル４	細別	工事を構成する基本的な単位目的物もしくは単位仮設物であって、単位とともに契約数量を表示するレベル	検収対象となる単位目的物と検収対象とならない単位仮設物がある。積算・見積り時にはこのレベル項目が価格算出の基本となる	コンクリート鉄筋
レベル５	規格	レベル４を構成する材料等の客観的な材質・規格ならびに契約上明示する条件等	レベル４に付随して表示するレベルで、総括表では原則としてレベル４と同行に記述されるレベル	24-８-25-N （ｺﾝｸﾘｰﾄの規格）
レベル６	積算要素	レベル４の価格算定上の構成要素であって、基本的には契約上明示しないもの	費用構成としての積算項目と、積算上の最小構成単位としての歩掛項目から構成されている	【積算項目】自工区外への運搬費 【歩掛項目】ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ運搬

出典：国総研社会資本システム研究室ウェブサイト
（https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sekisan/tree/t1-2.pdf）

[2] 「工事費内訳書の提出について」（最終改正令和７年 11 月 27 日、国官会第 14548 号、国官技第 300 号、国営計第 119 号、国営計第 119 号、国北予第 13 号）
https://www.mlit.go.jp/page/content/001970696.pdf

（３）建築工事

国土交通省直轄工事（建築工事）においても、入札参加者に対して、以下に示す内容を記載した内訳書の提出を求めている[3]。

・数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの
・商号又は名称
・住所
・工事名

ここでいう、数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳は、「公共建築工事内訳書標準書式」において、以下の表のように定義されている。

官庁営繕部では、平成 29 年度からこの「公共建築工事内訳書標準書式」に基づき作成した種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳の名称、数量及び単位を取りまとめて示した入札時積算数量書を工事請負契約締結後の協議に用いて、「入札時積算数量書活用方式」を本格的に実施している。

全国の都道府県・政令指定都市のうち 17 の地方公共団体で導入されているほか、約３割の地方公共団体において導入検討がなされている。（令和６年 10 月時点）

表２　記載内容の定義

区分		記載内容
種目別内訳		・直接工事費及び共通費の種目の金額並びに消費税等相当額を記載する。
	直接工事費	・直接工事費の種目は、設計図書の表示に従い各工事種目ごとに区分する。 ・なお、全体工事のうち、一部分について全体工期より先に完成を指定した部分（指定部分）等がある場合は、当該部分を区分して記載する。
	共通費	・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等ごとに1式で記載する。 ・なお、工事を専門工事業者等に発注する場合においては、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合わせ、共通費として１式の金額を記載することができる。
科目別内訳		・種目別内訳において区分した工事種目の直接工事費を主要な構成に従い区分し、その科目の金額を記載する。
中科目別内訳		・科目別内訳において区分した科目をさらに主要な構成に従い区分し、その中科目の金額を記載する。 ・ただし、工事内容等により区分する必要がない場合は、省略しても良い。
細目別内訳		・各科目あるいは中科目に属する細目ごとに数量、単価及び金額を記載する。 ・なお、必要に応じて別紙明細書を設け、１式で記載することができる

[3] 前出「工事費内訳書の提出について」

２－２　内訳書の様式（例）

土木工事、建築工事、小規模工事における内訳書の様式（例）は、次ページ以降のとおりである。なお、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費については、欄外での明示又は別様式による提出も可能である。今回新たに内訳書に記載することとなった項目については、以下の考え方に基づいて記載項目を設定した。

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表３　工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・主要な材料費	・積上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表４　「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分			主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）		足場		・枠組足場、単管足場、吊足場等 ・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱
			支保工		・型枠支保工、橋梁架設等支保工
			土留め		・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
			土留め支保工		・切梁、腹起（裏込めコン含む）
			作業構台		・乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・重機移動用敷き鉄板
			交通規制		・交通誘導警備員
			仮囲い		・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用		・埋設物調査試掘ほか
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
				作業環境	・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
				警報設備	・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用		・火薬庫など
		現場環境改善費			・照明器具、熱中症対策設備
	現場管理費		疾病・衛生対策費		・健康診断（一般・特殊健診）
			安全訓練研修等に要する費用		・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

出典：「安全衛生経費確保ためのガイドブック」（株）建設産業振興センター
注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

令和　年　月　日

○○殿

住所
商号又は名称
代表者　氏名

工　事　費　内　訳　書

工事名：○○○○工事

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
道路改良		式	1		
道路土工		式	1		
掘削工		式	1		
掘削		m3	10,000		
・・・		・・・			
直接工事費		式	1		
うち材料費		式	1		
うち労務費		式	1		
共通仮設費		式	1		
共通仮設費（率計上）		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額		式	1		
うち建退共制度の掛金		式	1		
工事原価		式	1		
うち安全衛生経費		式	1		
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
工事費計		式	1		

注）本内訳書は、第１回の入札に際し提出を求めるものである。
注）発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

（２）建築工事

令和　年　月　日

支出負担行為担当官
　〇〇　〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者　氏名

工　事　費　内　訳　書

工事名：〇〇〇〇工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式		
うち材料費	1	式		
うち労務費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
うち建退共制度の掛金	1	式		
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額	1	式		
工事原価のうち安全衛生経費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		

直接工事費　種目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
直接工事費					
Ⅰ　庁舎	構造、規模　新築	1	式		
Ⅱ　囲障	新設	1	式		
Ⅲ　構内舗装	新設	1	式		
Ⅳ　屋外排水	新設	1	式		
Ⅴ　植栽	新植	1	式		
計					
共通費					
共通仮設費		1	式		
現場管理費		1	式		
うち建退共制度の掛金		1	式		
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額		1	式		
工事原価のうち安全衛生経費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計					
合計（工事価格）		1	式		
消費税等相当額		1	式		
総合計（工事費）		1	式		

直接工事費　科目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
Ⅰ　庁舎					
1.直接仮設		1	式		
2.土工		1	式		
3.地業		1	式		
4.鉄筋		1	式		
5.コンクリート		1	式		
6.型枠		1	式		
7.鉄骨		1	式		
8.既成コンクリート		1	式		
・・・					

直接工事費　中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
Ⅰ　庁舎					
1.直接仮設		1	式		
計					
2.土工		1	式		
計					
3.地業	(1)地業	1	式		
	(2)既成ｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業	1	式		
	(3)場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭地業	1	式		
計					
4.鉄筋	(1)躯体	1	式		
	(2)外部仕上	1	式		
	(3)内部仕上	1	式		
計					
5.コンクリート	(1)躯体	1	式		
	(2)外部仕上	1	式		
	(3)内部仕上	1	式		
計					
･･･					

直接工事費　細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	金額	備考
1. 直接仮設					
遣方		1	式		
墨出し		1	式		
養生		1	式		
整理清掃後片付け		1	式		
外部足場		1	式		
（地足場）		1	式		
内部躯体足場		1	式		
内部仕上足場		1	式		
災害防止		1	式		
仮設材運搬		1	式		
計					
・・・					

（３）小規模工事（土木・建築）

令和　年　月　日

〇〇　〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者　氏名

工　事　費　内　訳　書

工事名	〇〇事業（〇〇）　道路改良工事

工種等	金額（円）
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A（a＋b+c+d）
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額（※1）	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A＋B＋C＋D
うち安全衛生経費（※2）	

※1　建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2　「工事原価のうち安全衛生経費」

３．「労務費ダンピング調査」の実施

３－１　背景

現行のダンピング対策としては、国・特殊法人においては、「低入札価格調査制度」が活用され、地方公共団体においては、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」が活用されており、またその基準については、最新の中央公契連モデル水準以上のものとするよう国土交通省から各発注者に対して要請がされている。

一方で、市町村を中心に、最新の中央公契連モデル水準の算定式が採用されていない団体や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の対象となる工事が限定されているため、ダンピング対策の実施が十分でない団体もみられる。「労務費ダンピング調査」はこれらダンピング対策が不十分な団体を念頭に、現行のダンピング対策を補完するものとして新たに実施する調査である。

ダンピング対策を徹底する趣旨からは、各公共発注者は一義的には低入札価格調査制度や最低制限価格制度（及び中央公契連モデル相当水準の採用）の適切な運用を行うべきであり、「労務費ダンピング調査」の実施のみをもってダンピング対策として十分であるとは扱われないことに十分留意すべきである。

一方、既に低入札価格調査制度や最低制限価格制度を十分な水準で運用している団体であっても、これに加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、労務費のしわ寄せを行う不良・不適格事業者の排除をより徹底するということは十分に考えられる。

なお、国土交通省直轄工事では、「施工体制確認型総合評価落札方式[4]」を採用しているところ、同方式において適正な労務費が確保されているかを確認しつつ、それを評価値に反映させることで、要求要件を確実に実現できるかどうかを審査されることから、各団体において同方式を導入することも推奨される。同方式を採用した場合、「労務費ダンピング調査」を実施したものとみなすこととする。

> 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）
>
> （各省各庁の長等の責務）
> 第十三条　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

[4] 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する総合評価落札方式。

３－２　実施方法

「労務費ダンピング調査」を実施する際には、落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合にはヒアリング又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行うものとする。なお、各発注者の判断により、落札候補者のみではなく他の応札者に対し「労務費ダンピング調査」を実施することも妨げられない。

「一定水準」については、各発注者における簡易・迅速な確認を可能とするため、当該工事の直接工事費の官積算額に一定の係数を乗じたものとする。なお、労務費・賃金の支払いの実効性確保という本調査の趣旨からは、当該係数については、中央公契連モデルにおいて直接工事費に乗じる係数である「0.97」を基本とするが、労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲で、発注者が適切に設定するものとする。

具体的な運用については P26 以降の手順で行うこととするが、各発注者においてこれと異なる実施方法を定めることも可能である。

表５　従来のダンピング対策との比較

	従来のダンピング対策	労務費ダンピング調査
確認する工事費の範囲	工事費全体	労務費を含む直接工事費
確認する対象	該当する応札者（※１）のみ	落札候補者
確認する水準	調査基準価格・最低制限価格	直接工事費×0.97（※２）

※1：施工体制確認型総合評価落札方式の場合は全ての応札者、低入札価格調査の場合は、低入札価格の基準価格を下回る場合、最低制限価格の場合は、最低制限価格を下回る場合
※2：0.97 を基本とする

（１）低入札価格調査制度の場合　⇒　P26 へ

（２）最低制限価格制度の場合　⇒　P28 へ

（３）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合　⇒　P29 へ

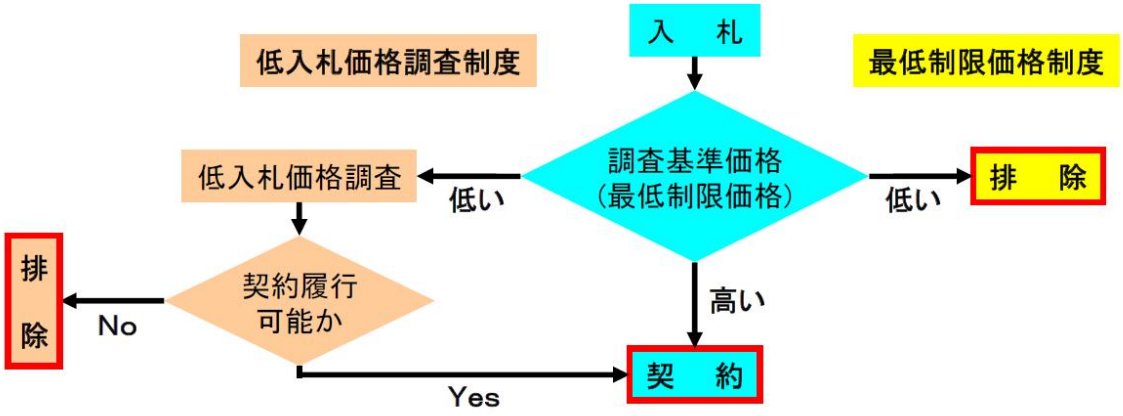

図１　低入札価格調査制度と最低制限価格制度（現状）

出典：「労務費の基準に関するワーキンググループ（第６回）」資料１

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第二十九条の六　契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続）

第八十五条　各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（契約の締結）

第二百三十四条　略

３　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第百六十七条の十　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

２　普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

（１）低入札価格調査制度の場合

現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、労務費ダンピング調査を実施するものである。

なお、中央公契連モデルによれば、直接工事費の額に 0.97 を乗じて得た額には、官積算上の労務費が 100%含まれていること（※）から、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮する。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和６１年 ６月２６日 採択
令和 ４年 ３月 ４日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

１ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の７．５を乗じて得た額

① 直接工事費の額に１０分の９．７を乗じて得た額
② 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
③ 現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
④ 一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

２ 特別なものについては、１にかかわらず、契約ごとに１０分の７．５から１０分の９．２までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

※ 「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」（平成 29 年３月 15 日付け総行行第 56 号、国土入企第 27 号）において、直接工事費の算入率を 0.97（機械経費 0.95、労務費 1.00、材料費 0.95）としている。

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面もしくは書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設業法 40 条の４に基づく調査を行う者（以下「建設Ｇメン」という。）への通報をあわせて行い、建設Ｇメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン３－５（２）･（３）に示す。

また、低入札価格調査や特別重点調査を実施した業者についても、建設Ｇメンへの通報を行うことが望ましい。

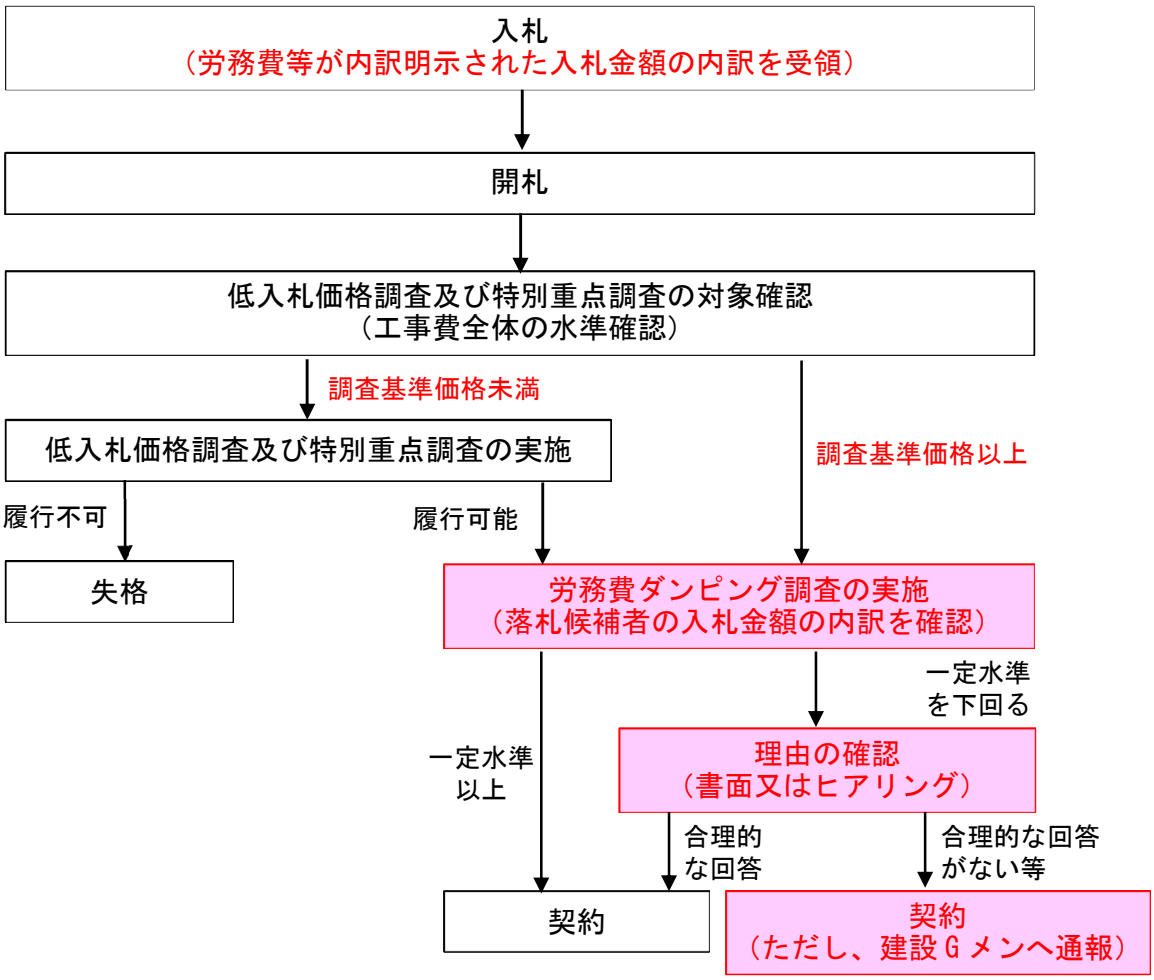

図２　低入札価格調査制度の場合の流れ

※施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。調査した結果、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合、施工体制評価点を減点するとともに、施工体制評価点が低い者に対しては加算点の付与を慎重に行うこととし、建設Ｇメンへの通報は要しない。

（２）最低制限価格制度の場合

最低制限価格制度の場合には、予定価格以下、かつ、制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となる。この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。（調査事務の負担軽減の観点から、落札候補者のみを対象とする。）

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費（又は労務費）が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Ｇメンへの通報をあわせて行い、建設Ｇメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン３－５（２）・（３）に示す。

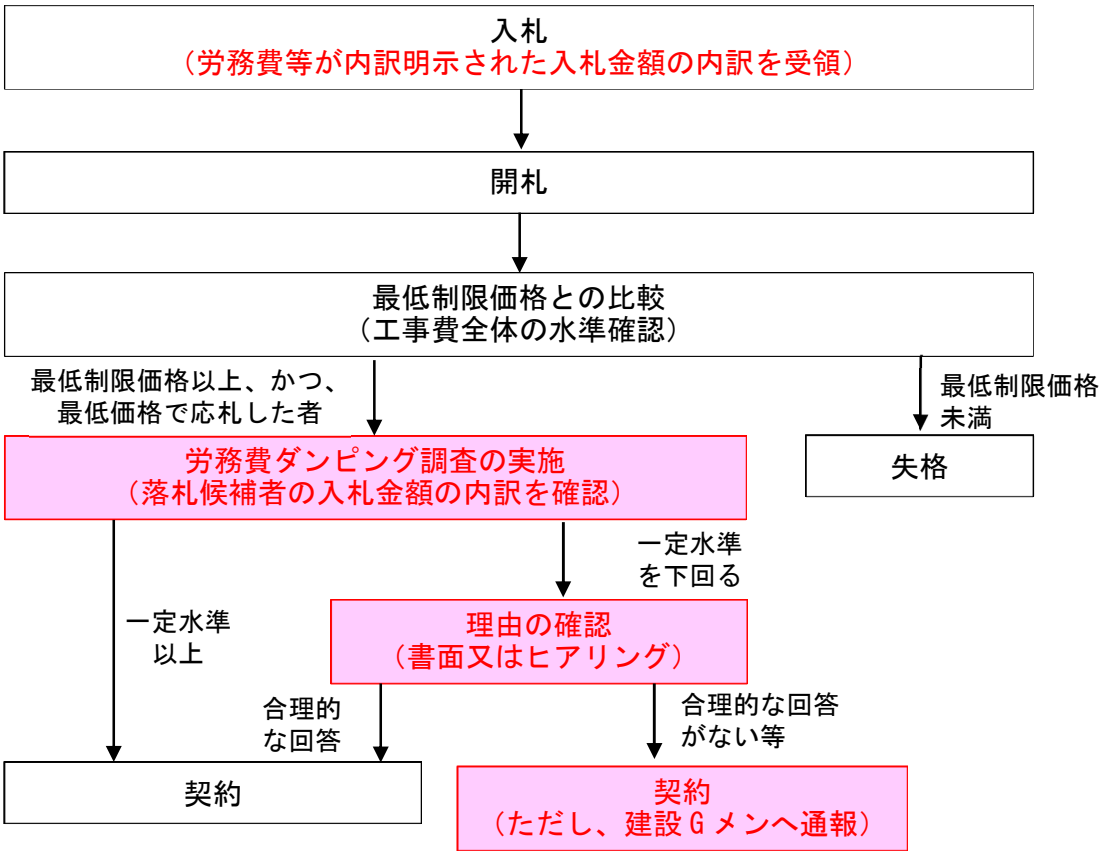

図３　最低制限価格制度の場合の流れ

（３）低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

低入札価格調査制度等の原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体も見られるところ、各公共発注者は一義的には低入札価格調査制度等を行う対象工事の拡大（原則適用額の引き下げ）等、適切に取り組むことが求められるが、実務上直ちに対象工事を拡大することが難しいことも想定される。このようなケースを念頭に、少なくとも実施すべき労務費（直接工事費）部分の確認方法として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合における「労務費ダンピング調査」の実施方法を下記に示す。

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合には、予定価格以下、かつ、最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となる。この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費（又は労務費）が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設Ｇメンへの通報をあわせて行い、建設Ｇメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン３－５（２）・（３）に示す。

（４）入札説明書記載例

入札説明書における労務費ダンピング調査の記載例は、以下のとおりである。なお、施工体制確認型の場合、記載は不要である。

労務費ダンピング調査の（実施／試行）

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア　理由の確認方法：書面（／電話によるヒアリング／対面によるヒアリング（住所））

イ　その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

３－３　「一定水準」の設定方法

「労務費ダンピング調査」では、落札候補者が提出した入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行うことから、「一定水準」の設定が重要となる。この「一定水準」は、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」の活用を基本とする。

一定水準　＝　当該工事の直接工事費の官積算額　×　係数

（１）中央公契連モデルの係数

中央公契連モデルの係数とは、低入札価格調査における調査基準価格の算定時に直接工事費の額に乗じる係数である。（現在のモデルにおける係数は 0.97）

「労務費ダンピング調査」は、低入札価格調査制度の強化を目的として実施するものであることから、原則的には中央公契連モデルの係数を適用することが望ましい。

なお、営繕工事の場合、直接工事費には土木工事においては現場管理費として扱われる項目が含まれていることから、この額を控除した上で、係数を乗じることとする。

一定水準（土木工事）　＝　当該工事の直接工事費の官積算額　×　中央公契連モデルの係数
一定水準（建築工事）　＝　当該工事の直接工事費の官積算額　×（１－0.1 又は 0.2（※））
×　中央公契連モデルの係数

注）一般工事：0.1
昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事：0.2

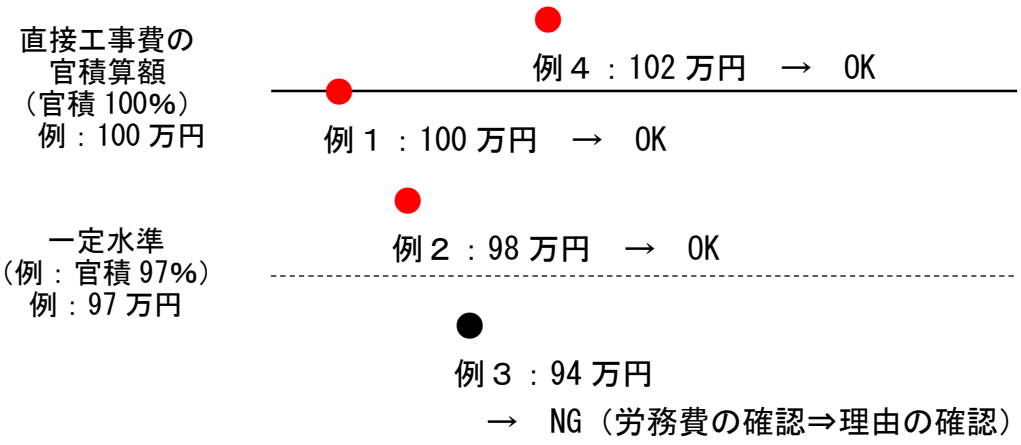

図４　中央公契連モデルの係数を利用した労務費ダンピング調査（イメージ）

（２）その他の係数

その他の係数とは、各発注機関が現在実施している低入札価格調査制度、最低制限価格制度、公契約条例、施工体制確認等で適用している係数を「一定水準」として適用するものである。

３－４　理由の確認

（１）確認方法

「労務費ダンピング調査」で「一定水準」を下回った場合には、発注者から落札候補者に対して「一定水準」を下回った理由の確認を行う。

理由の確認方法は、対面、メール、電話、書面等により実施するものとし、低入札価格調査（特別重点調査含む）、施工体制確認、公契約条例における確認の一環として同時に実施することも可能とする。

なお、書面による提出を求める場合の様式（例）は、以下のとおりである。

令和　　年　　月　　日

○○　○○殿

住所
商号又は名称
代表者　氏名

理　由　書

○○○○工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

（２）労務費の確認【任意調査項目】

理由の確認に先立ち、入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合や、両者の差が端数処理の範囲に収まる場合には、理由の確認を省略することも可能とする。

比較方法の一例を以下に示す。

①土木工事

土木工事の場合には、積算システムにおける機労材集計機能を利用する等により、積算上の労務費を集計し、入札金額の内訳に記載された労務費との比較を行う。

②建築工事

建築工事の場合にも、積算システムにおける機労材集計機能の利用が可能な場合には、積算上の労務費を集計し、入札金額の内訳に記載された労務費との比較を行う。

ただし、発注者・入札参加者双方において、労務費を算出している工種が一致していない場合は、正確な比較とはならないことに留意する必要がある。

なお、積算システムが機労材集計機能を有していない場合又は必要な労務費の集計が可能となるまでの間は、工事価格に以下に示す「標準的な労務構成割合[5]」を乗じる等により積算上の労務費を推計し、入札金額の内訳に記載された労務費との比較を行う。

ただし、入札金額の内訳として記入された労務費については、必須ではない項目について計上されている場合もあるため、留意が必要である。

労務費（推計額）＝ 工事価格 × 標準的な労務構成割合

表６　「標準的な労務構成割合」

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

[5] 標準的な労務構成割合とは、統計資料から算出した工事価格に占める労務費の割合である。具体的な算出方法については、参考資料「標準的な労務構成割合の算出方法」参照のこと。

（３）確認内容（参考）

確認する内容の一例は、以下のとおりである。

・内訳書の作成では「労務費に関する基準（以下「労務費の基準」という。）」（又は公共工事設計労務単価）を踏まえているか？
・適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）は、最新の値か？
・また、適用している「労務費の基準」（又は公共工事設計労務単価）の職種・工種・地域に発注者の想定と齟齬はないか？

（４）判断事例

想定される回答とその判断事例は、以下のとおりである。

①合理的な回答（例）

・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ＩＣＴ施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
・下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

等

②合理的ではない回答（例）

・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
・根拠なく概算で算出した。

等

（５）合理的な回答が得られなかった場合の対応

施工体制確認型総合評価落札方式以外の場合は、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」旨及び「適正な賃金を支払わなければならない」旨についての注意喚起・警告を原則として書面等で行った上で、建設Ｇメンへ通報する。通報先及び通報内容は、本ガイドライン３－５(２)･(３)に示す。

また、施工体制確認型総合評価落札方式の場合は、施工体制の確保状況の確認によって、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に施工体制評価点を減点することにより評価する。

なお、理由の回答を拒んだ場合には、当該者の入札は入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書等において明らかにしておくことが望ましい。

令和　　年　　月　　日

(株）○○建設

代表取締役　社長　○○　○○殿

○○県○○市　○○○長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「○○工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

３－５　建設Ｇメン通報

（１）概要

建設Ｇメンは、個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第 40 条の４の規定に基づき、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進するものである。

> 建設業法（昭和二十四年法律第百号）
>
> （国土交通大臣による調査等）
> 第四十条の四　国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な調査を行い、その結果を公表するものとする。
> ２　（略）

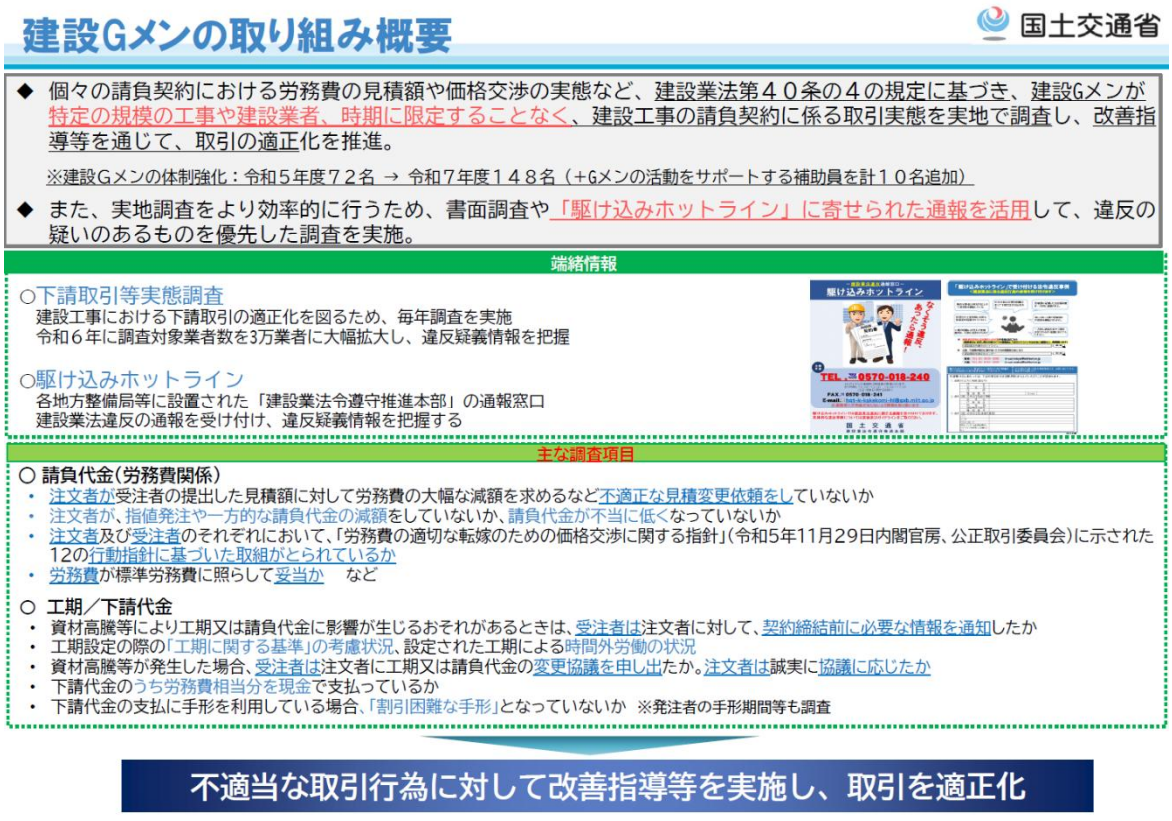

（２）通報先

発注者は本ガイドライン３－２に示す「労務費ダンピング調査」の結果、建設Ｇメンへの通報を行う対象となった場合及び建設Ｇメンへの通報が必要であると認められた場合、入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言等を行う「入札契約適正化相談窓口」を経由した建設Ｇメンへの通報を原則とするが、建設業法違反に関する通報を受け付ける「駆け込みホットライン」への通報も可能である。

表７　入札契約適正化相談窓口の連絡先

窓口	電話（内線番号）	電子メール
北海道開発局	011-709-2311（5846）	hkd-ky-kensanfollow@ki.mlit.go.jp
東北地方整備局	022-721-2054	thr-follow-keiyaku@gxb.mlit.go.jp
関東地方整備局	048-601-3151（6695）	ktr-kensan1-nyusatsu@ki.mlit.go.jp
北陸地方整備局	025-370-6571	kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	052-386-8548	cbr-kensan-nyuusatsu@mlit.go.jp
近畿地方整備局	06-6942-1141（6150）	kkr-nyukeitekiseika@mlit.go.jp
中国地方整備局	082-221-9231（6150）	kensetugyou@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	087-811-8355	skr-kensetsutekisei@ki.mlit.go.jp
九州地方整備局	092-471-6331 （6139、6180）	qsr-kensannyukei@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局	098-866-1910	※電話受付後のみメール対応可。

（３）通報内容

建設Ｇメンへの通報は、原則として電子メールによるものとし、主な通報内容の一例は、以下のとおりとする。また、下記以外の内容で、建設Ｇメンから提供依頼があった場合は、必要に応じて協力すること。ただし、金入設計書や落札者の内訳書等については、各発注者にて提供の可否を判断すること。

＜通報内容の一例＞

・通報者（発注機関名、担当部局名、担当者の氏名、連絡先）
・該当する入札参加者の商号又は名称
・主たる事務所の所在地
・代表者の氏名
・建設業の許可番号
・該当する工事名
・入札日
・応札率
・入札参加者の見積りによる工事の施工に要する費用（税込み）
・理由の確認の結果
・公告時の現場説明書や特記仕様書、質問書（回答含む）
・労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方
・金入設計書
・落札者提出の内訳書

３－６　調査例

（１）事例１（低入札価格調査制度の場合）

発注者：××県××整備事務所

施工場所：××県××市××地先

工事名：県単××道路舗装補修工事

予定価格（消費税抜き）：10,502,000 円

　うち直接工事費（消費税抜き）4,200,000 円

　うち労務費（消費税抜き）：1,575,300 円

調査基準価格（消費税抜き）：8,975,000 円

Ａ社入札額（消費税抜き）：8,975,000 円

　うち直接工事費（消費税抜き）4,050,000 円

　うち労務費（消費税抜き）：1,575,000 円

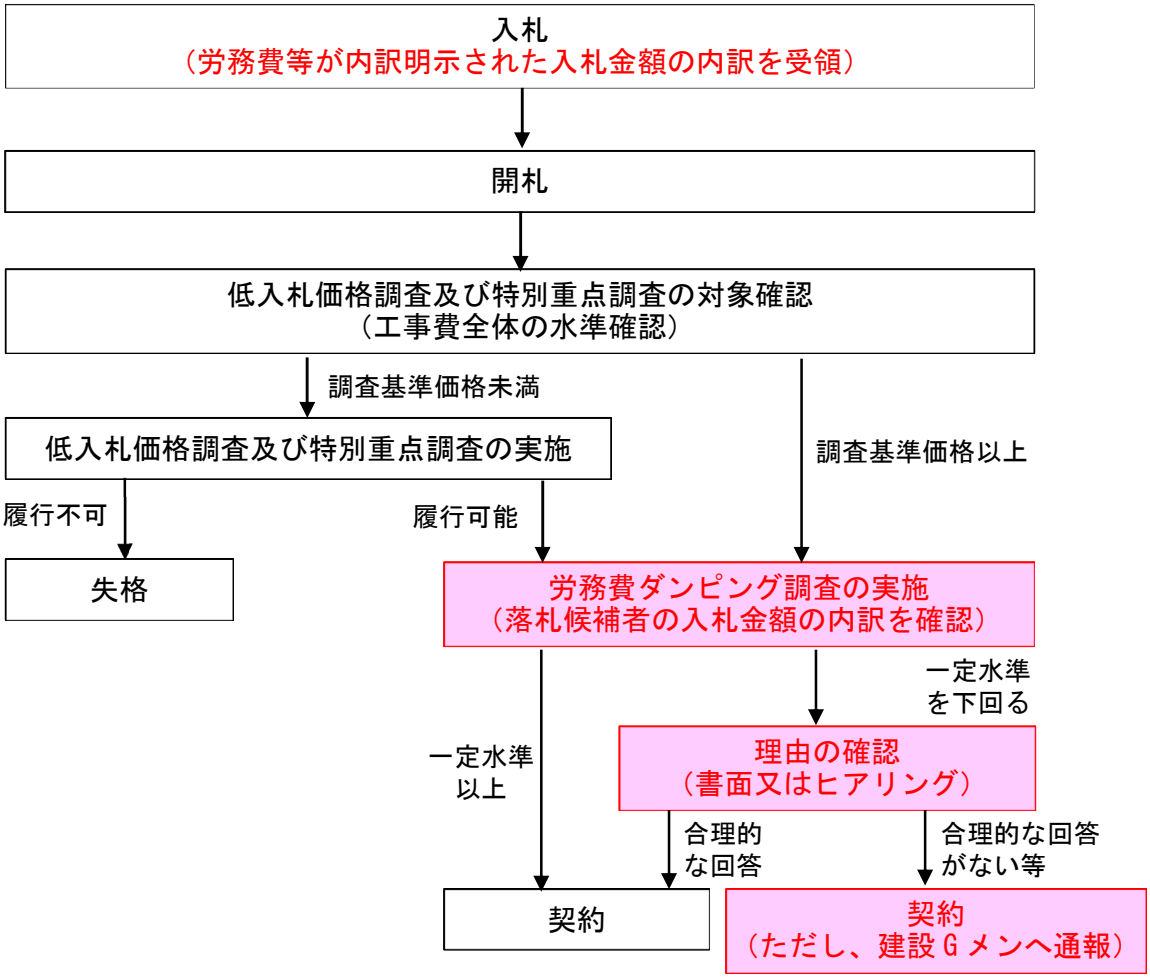

図５　低入札価格調査制度の場合の流れ（再掲）

【STEP１】労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の直接工事費が一定水準（直接工事費×0.97）以上か未満かの確認を行う。

例）当該工事の直接工事費（積算額）は 4,200,000 円であることから、一定水準は 4,200,000 円×0.97＝4,074,000 円となる。A社の工事費内訳書に記載の直接工事費は、4,050,000 円であることから、「一定水準を下回る」と判断される。
→【STEP２】理由の確認へ

【STEP２】理由の確認

一定水準を下回る場合、理由の確認を行うが、事前に落札候補者の労務費が妥当な水準にあるかの確認を行い、端数処理の範囲に収まる場合には理由の確認を省略することも可能とする。

例）当該工事の労務費（積算額）は 1,575,300 円、A社の工事費内訳書に記載された労務費は 1,575,000 円であり、「端数処理の範囲に収まる」と判断される。
→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約へ）

（例）

令和●年●月●日

○○　○○殿

住所　　××県××市××１－２－３
商号又は名称　××建設（株）
代表者　氏名　代表取締役　××　××

工　事　費　内　訳　書

工事名	県単××道路舗装補修工事

工種等	金額（円）
道路改良	4,050,000
土工	・・・
法面工	・・・
擁壁工	・・・
雑工	・・・
直接工事費	4,050,000
うち材料費	・・・
うち労務費	1,570,000
共通仮設費	・・・
現場管理費	・・・
うち法定福利費の事業主負担額	・・・
うち建退共制度の掛金	・・・
一般管理費等	・・・
工事価格	8,975,000
うち安全衛生経費	・・・

一定水準（※）と比較
※直接工事費（官積算額）×係数（0.97 等）

（２）事例２（最低制限価格制度の場合）

発注者：△△市土木部

施工場所：××県△△市××地先

工事名：市道△△号道路改良工事

予定価格（消費税抜き）：10,030,000 円

うち直接工事費（消費税抜き）4,279,000 円

うち労務費（消費税抜き）：1,283,700 円

最低制限価格（消費税抜き）：9,100,000 円

Ｂ社入札額（消費税抜き）：9,100,000 円

うち直接工事費（消費税抜き）4,050,000 円

うち労務費（消費税抜き）：1,050,000 円

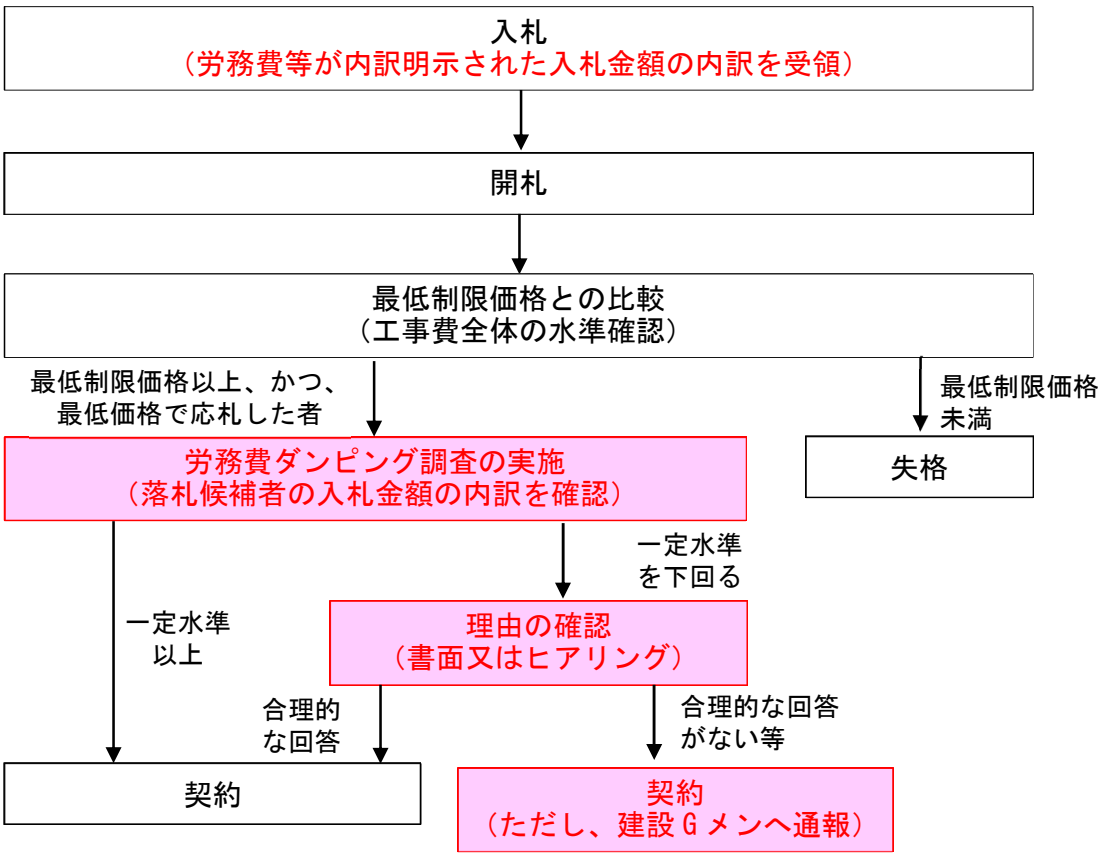

図６　最低制限価格制度の場合の流れ（再掲）

【STEP１】労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の直接工事費が一定水準（直接工事費×0.97）以上か未満かの確認を行う。

例）当該工事の直接工事費（積算額）は 4,279,000 円であることから、一定水準は 4,279,000 円×0.97＝4,150,630 円となる。Ｂ社の工事費内訳書に記載の直接工事費は、4,050,000 円であることから、「一定水準を下回る」と判断される。
→【STEP2】労務費との比較へ

【STEP２－１】理由の確認（【参考】労務費水準の確認）

一定水準を下回る場合、理由の確認を行う。理由の確認に先立ち、入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合や、両者の差が端数処理の範囲に収まる場合には、理由の確認を省略することも可能とする。

例）当該工事の労務費（積算額）は 1,283,700 円、Ｂ社の工事費内訳書に記載された労務費は 1,050,000 円であり、端数処理の範囲に収まらないと判断される。
→書面又はヒアリングによる理由の確認へ

【STEP２－２】理由の確認（書面又はヒアリング）

Ｂ社に対して直接工事費が「一定水準」を下回る理由について確認を行う。確認の方法については、書面又はヒアリングとする。

例１）Ｂ社に対して電話にて直接工事費が「一定水準」を下回る理由について確認を行ったところ、「最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出」していることに加え「作業性が良好で高い施工効率で想定」しているという合理的な回答が得られた。
→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約へ）

例２）Ｂ社に対して電話にて直接工事費が「一定水準」を下回る理由について確認を行ったところ、労務単価や歩掛の明確な根拠が示されず、合理的な回答が得られなかった。
→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約（ただし、建設Ｇメンへ通報）へ）

【STEP3】契約（ただし、建設Ｇメンへ通報）

Ｂ社との契約締結時に、施工体制確認型総合評価落札方式以外の場合は、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」旨及び「適正な賃金を支払わなければならない」旨についての注意喚起・警告を原則として書面等で行う。（本ガイドライン３－４（５）参照）

また、電子メールにより「入札契約適正化相談窓口」を経由して建設Ｇメンに該当事案の概要等の通報を行う。（本ガイドライン３－５（２）・（３）参照）

（例）

令和●年●月●日

○○　○○殿

住所　　××県△△市××３－２－１
商号又は名称　××建設（株）
代表者　氏名　代表取締役　××　××

工　事　費　内　訳　書

工事名	市道××道路改良工事

工種等	金額（円）
道路改良	4,200,000
土工	・・・
法面工	・・・
擁壁工	・・・
雑工	・・・
直接工事費	4,200,000
うち材料費	・・・
うち労務費	1,050,000
共通仮設費	・・・
現場管理費	・・・
うち法定福利費の事業主負担額	・・・
うち建退共制度の掛金	・・・
一般管理費等	・・・
工事価格	9,100,000
うち安全衛生経費	・・・

一定水準（※）と比較
※直接工事費（官積算額）×係数（0.97 等）

（３）事例３（公共建築工事の場合）

発注者：○○地方整備局○○営繕事務所

施工場所：○○県○○市○○３－２－１

工事名：○○地方合同庁舎改修工事

予定価格（消費税抜き）：78,200,000 円

　うち直接工事費（消費税抜き）47,849,934 円

　うち労務費（消費税抜き）：6,709,560 円

調査基準価格（消費税抜き）：71,310,000 円

Ｃ社入札額（消費税抜き）：78,000,000 円

　うち直接工事費（消費税抜き）46,064,940 円

　うち労務費（消費税抜き）：6,864,000 円

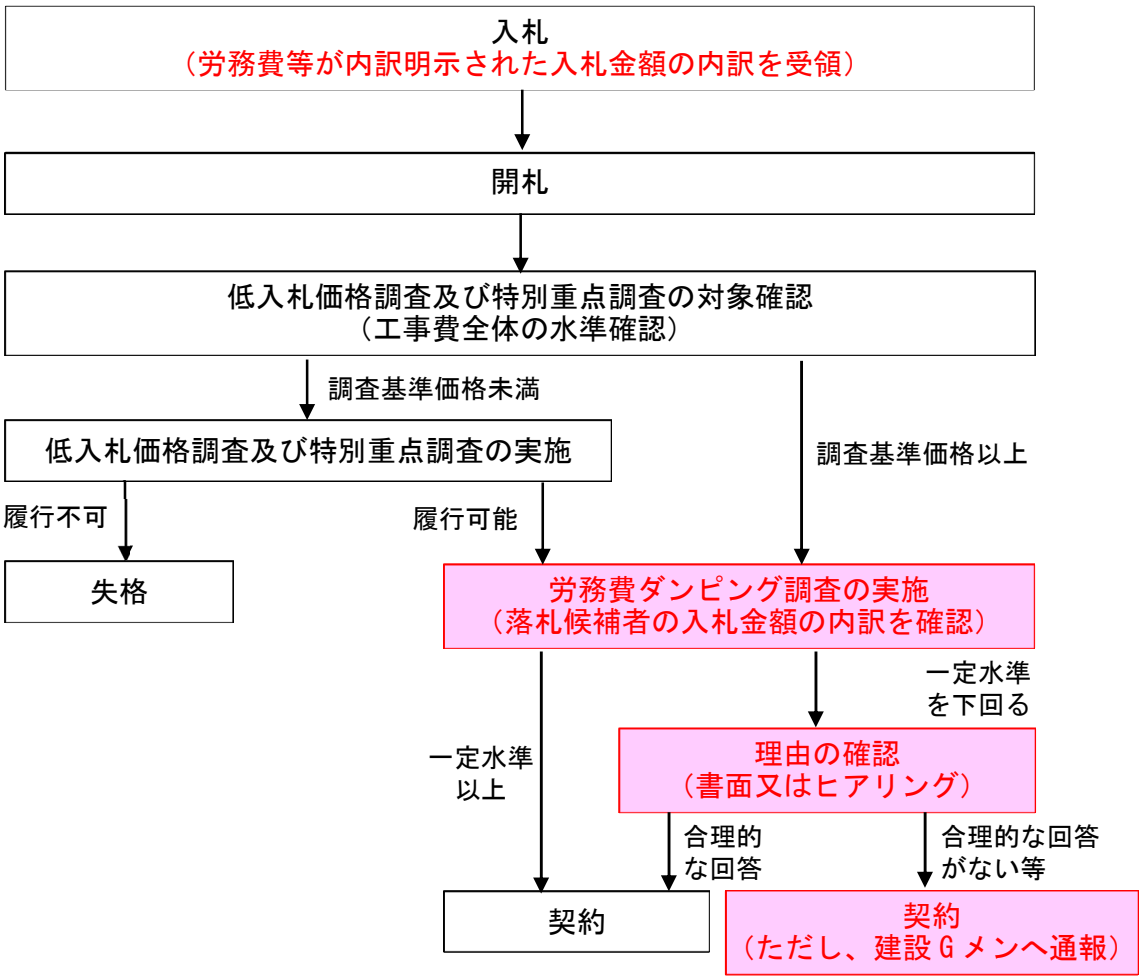

図７　低入札価格調査制度の場合の流れ（再掲）

【STEP１】労務費ダンピング調査の実施

落札候補者の直接工事費が一定水準（直接工事費×0.97）以上か未満かの確認を行う。

例）当該工事の直接工事費（積算額）は 47,849,934 円であることから、一定水準は 47,849,934 円×0.97≒46,414,436 円（円未満四捨五入）となる。Ｃ社の工事費内訳書に記載の直接工事費は、46,064,940 円であることから、「一定水準を下回る」と判断される。

→【STEP２】理由の確認へ

【STEP２】理由の確認（【参考】労務費水準の確認）

一定水準を下回る場合、理由の確認を行う。理由の確認に先立ち、入札金額の内訳として記入された労務費と積算上の労務費を比較し、前者が後者を上回る場合や、両者の差が端数処理の範囲に収まる場合には、理由の確認を省略することも可能とする。システムから当該工事の労務費（積算額）を把握することが困難な場合、「標準的な労務構成比率」を利用して労務費（推計額）の算出を行う。

例）今回の対象工事は庁舎であることから、類似する用途である「事務所」の値を用いて当該工事の労務費の推計を行う。

労務費（推計額）＝工事価格×標準的な労務構成割合
＝78,200,000 円×8.59％
＝6,717,380 円（円未満四捨五入）

表８　「標準的な労務構成割合」（再掲）

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

労務費（推計額）6,709,560 円に対して、Ｃ社の工事費内訳書に記載された労務費は 6,864,000 円であり、労務費（推計額）を上回る金額であったことから、「概ね妥当な水準にある」と判断される。

→「労務費ダンピング調査」の終了（※契約へ）

（例）

令和●年●月●日

支出負担行為担当官
　〇〇　〇〇殿

住所　　〇〇県〇〇市〇〇１－２－３
商号又は名称　〇〇建設（株）
代表者　氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

工　事　費　内　訳　書

工事名：〇〇地方合同庁舎改修工事

工事内訳

名称	数量	単位	金額	備考
直接工事費	1	式	・・・	
うち材料費	1	式	・・・	
うち労務費	1	式	6,864,000	
計			46,064,940	
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式	・・・	
うち建退共制度の掛金	1	式	・・・	
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額	1	式	・・・	
工事原価のうち安全衛生経費	1	式	・・・	
一般管理費等	1	式	・・・	
計			・・・	
工事価格	1	式	78,000,000	

一定水準（※）と比較
※直接工事費（官積算額）×係数（0.97 等）

４．Ｑ＆Ａ

４-１　労務費ダンピング調査の概要について

Ｑ１－１　「労務費ダンピング調査」とは何か？

Ａ１－１　落札候補者を対象に入札金額の内訳を確認するものです。

Ｑ１－２　「労務費ダンピング調査」の実施目的は？

Ａ１－２　現在実施している低入札価格調査制度を強化、又は最低制限価格制度に加えて実施することで、発注段階におけるダンピング対策を一層強化するものです。

Ｑ１－３　従来のダンピング対策とは何が異なるのか？

Ａ１－３　今回の「労務費ダンピング調査」では、落札候補者を対象として、直接工事費が一定水準以上かどうかを確認します。この、一定水準については中央公契連モデルの係数を原則としており、既に低入札価格調査制度や最低制限価格制度を十分な水準で運用している団体であっても、これに加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、労務費のしわ寄せを行う不良・不適格事業者の排除をより徹底することになると考えられます。

Ｑ１－４　「労務費ダンピング調査」と「労務費の基準」の関係は？

Ａ１－４　「労務費ダンピング調査」は、発注段階におけるダンピング対策を一層強化するものであり、個々の職種について「労務費の基準」と比較することはありません。

Ｑ１－５　入札金額の内訳（工事費内訳書）の様式は、どのような位置付けか？

Ａ１－５　あくまでも参考例示しているもので、各発注機関が独自に作成した様式の使用を妨げるものではありません。ただし、入契法第 12 条及び入契法施行規則 1 条の規定を満たす内容であることが必要です。

Ｑ１－６　再度入札の際にも入札金額の内訳（工事費内訳書）の提出を求める必要はあるか？

Ａ１－６　第１回入札の際のみ提出を求め、再度入札の際には提出不要とします。

Ｑ１－７　請負代金額を変更する際にも「労務費ダンピング調査」を実施する必要はあるか？

Ａ１－７　当初契約時のみに実施するものとします。

Ｑ１－８　随意契約（特命随契、不調随契など）の場合にも「労務費ダンピング調査」を実施する必要はあるか？

Ａ１－８　必要ありません。

４－２　労務費ダンピング調査の方法について

Ｑ２－１　入契法第 13 条に基づく入札金額の内訳の確認は、官積算との比較が必要か？

Ａ２－１　改正入契法の適正な水準の労務費を確保するという趣旨を踏まえ、労務費については本ガイドラインに沿って官積算との比較を行うことが推奨されます。一方、材料費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費等については、労務費を確認するための参考であるため、官積算との比較は必ずしも必要ではありません。

Ｑ２－２　「労務費ダンピング調査」では、材料費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費の確認も行うのか？

Ａ２－２　直接工事費及び労務費のみを対象としており、材料費、法定福利費の事業主負担額、建退共の掛金、安全衛生経費の確認は不要です。

ただし、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年３月９日閣議決定。令和６年 12 月 13 日一部変更。）では、地方公共団体の長を含めた各省各庁の長等は、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされているため、各公共発注者においては適切に対応願います。

Ｑ２－３　「労務費ダンピング調査」で対象とする労務費の範囲は？

Ａ２－３　労務費は、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとしており、具体的には以下の①から④が該当します。

①基本給相当額（基本給、出来高給）

②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）

③臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）

④実物給与（通勤用定期、食事の支給）

Ｑ２－４　「労務費ダンピング調査」で対象とする労務費に下請の経費は含まれているか？

Ａ２－４　労務費は、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとしており、公共工事設計労務単価に下請の経費は含まれていません。

Ｑ２－５　「労務費ダンピング調査」では、「一定水準」を確認することとなっているが、「一定水準」とは何か？

Ａ２－５　直接工事費として適切な額が計上されているかを確認するための水準をいいます。

Ｑ２－６　「労務費ダンピング調査」で確認する「一定水準」はどのように設定するべきか？

Ａ２－６　中央公契連モデルの係数を適用することを基本としますが、各発注機関におけ

る独自係数の設定を妨げるものではありません。

Ｑ２－７　「労務費ダンピング調査」では、個々の下請けの労務費の確認も行うのか？

Ａ２－７　直接工事費の総額（可能であれば労務費）の確認を行うものであり、個々の下請けの労務費を確認することは不要です。

Ｑ２－８　「労務費ダンピング調査」の対象となる工事は？

Ａ２－８　原則全ての工事を対象とします。なお、試行的に導入することから、発注者が適宜選定して実施することとします。

Ｑ２－９　公共工事で予定価格の算出に、物価資料に掲載されている施工費（建築工事市場単価、土木工事市場単価など）を活用している場合はどうすればよいのか？

Ａ２－９　物価資料には取引実態調査結果の施工費が掲載されていますが、特に令和 7 年 12 月の改正建設業法施行直後は、物価資料に記載された価格が、公共工事設計労務単価をベースに算出した「労務費の基準」と異なる水準になる場合も想定されます。しかしながら、「労務費の基準」を参考にした取引が普及すれば、この相違は解消されることが期待されます。

不調不落の発生を避けるためには、予定価格を算出する際に、物価資料を活用するだけではなく、適宜、見積徴収を活用するなどの対応も必要になると思料します。

Ｑ２－１０　入契法第 12 条及び第 13 条施行後、地方公共団体が対応すべきことは？

Ａ２－１０　法施行後、入契法第 12 条の入札金額の内訳の提出が必要となるため、地方公共団体においては、既存の入札金額の内訳に関する規定等の更新をお願いします。また、労務費ダンピング調査については、本ガイドラインを参考に取組をお願いします。

Ｑ２－１１　共通仮設費を積み上げ計上した場合（例えば交通誘導員や仮囲い等）に、労務費や材料費の記載を求めるのか？

Ａ２－１１　共通仮設費に含まれる労務費等の内訳を求めることが望ましいですが、その額が軽微であるとの理由であれば記載を求めるものではありません。また、記載を求めるのであれば、労務費ダンピング調査は、直接工事費に着目していることから、直接工事費と共通仮設費における材料費、労務費等を分けて記載していただくようご対応をお願いします。

４－３　労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Ｇメンへの通報について

Ｑ３－１　「理由の確認」はどのような方法で実施すればよいか？

Ａ３－１　調査方法の定めは無いことから、対面、書面、メール、ＦＡＸ等の有用な方法を活用してください。

Ｑ３－２　「理由の確認」の結果、合理的な説明が得られなかった場合や理由が確認できなかった場合、失格扱いとなるのか？

Ａ３－２　「労務費ダンピング調査」結果により契約を妨げるものではありません。ただし、合理的な説明が得られなかった場合、建設Ｇメンへの通報を行います。

Ｑ３－３　「理由の確認」では下請けの見積書等の根拠の確認も必要か？

Ａ３－３　根拠資料を確認する必要はありません。

Ｑ３－４　「理由の確認」で「下請けの見積が材工共で労務費が分離できない」との理由は合理的な回答と判断してよいか？

Ａ３－４　見積作成は材工分離が望ましいですが、下請け都合により分離できない場合は、合理的な回答と判断することに差し支えはありません。

Ｑ３－５　「理由の確認」で落札候補者の過失により「一定水準」を下回った場合も建設Ｇメンに通報する必要はあるか？

Ａ３－５　過失による場合はその内容を確認し、発注者が通報の要否を判断する必要があります。

Ｑ３－６　「理由の確認」の結果や根拠を残す必要はあるか？

Ａ３－６　各発注者の規定等に従い、適切に保存する必要があります。

Ｑ３－７　「理由の確認」の結果を公表する必要はあるか？

Ａ３－７　結果の公表は想定していません。

Ｑ３－８　建設Ｇメンに通報した案件について、通報した発注者に対して建設Ｇメン担当からフィードバックがあるか？

Ａ３－８　建設Ｇメンが調査した結果を発注者に対して、連絡することは原則としてありません。

Ｑ３－９　建設Ｇメンに通報した案件は、今後の建設Ｇメンによる調査や建設業法第 31 条に基づく立入検査の対象候補を選定するための、一つの端緒情報として捉えればよいか？

Ａ３－９　通報情報は端緒情報として扱い、全ての通報案件について建設Ｇメンによる調査等を行うものではありません。

４－４　労務費の基準について

Ｑ４－１　「労務費の基準」とは何か？

Ａ４－１　「労務費の基準」は、建設工事の請負代金額が総価一式契約で定められる中で、技能労働者への適正な賃金支払いに必要な労務費（賃金の原資）を、請負契約の重層下請構造の中で適正に確保する観点から国の中央建設業審議会が勧告するものです。

Ｑ４－２　「労務費の基準」はどのように作成されているのか？

Ａ４－２　「労務費の基準」は、労務単価（円/人日（８時間））×歩掛（人日/単位施工量）の計算式によって単位施工量当たりの労務費として示すことを基本としております。労務単価については、公共工事設計労務単価を適用することとし、適用する都道府県別の値は、工事の施工地の単価を当てはめることとしております。また、歩掛については、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛を活用することとしております。ただし、国土交通省直轄工事で用いられている歩掛に適切なものがない場合、別途、公的機関で用いられている歩掛で、国土交通省直轄工事の積算方法と矛盾しないものがあれば、それも活用することとしております。なお、国土交通省直轄工事での発注実績がなく、公的な歩掛も把握されていない戸建住宅については、国土交通省において歩掛調査を実施し、これにより得られた歩掛を活用することとしています。

国土交通省直轄工事等で用いられる歩掛の活用・戸建住宅の歩掛調査結果の活用のいずれも困難な職種（職種の中の一部の工種を含む）など、やむを得ない場合には、「適切な職種の公共工事設計労務単価×現場環境・作業内容等に照らして適正な歩掛」として、定性的な形で基準値を設定することを妨げないこととしています。

Ｑ４－３　公共工事設計労務単価とは何か？

Ａ４－３　国土交通省と農林水産省が毎年度実施している公共事業労務費調査の結果をもとに設定されている公共工事の予定価格の積算に用いる１日８時間当たりの労務単価です。

Ｑ４－４　「労務費の基準」には何が含まれているのか？

Ａ４－４　「労務費の基準」は、公共工事設計労務単価の考え方に準拠することとしており、具体的には以下の①から④が該当します。なお、経費は含まれていません。

①基本給相当額（基本給、出来高給）

②各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当（家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等）

③臨時の給与（賞与、臨時の賃金、退職金）

④実物給与（通勤用定期、食事の支給）

Ｑ４－５　「労務費の基準」が適用される労働者の範囲は決まっているのか？

Ａ４－５　労働者の範囲としては、実際に現場施工に従事する技能労働者となり、現場で技術管理を担当する元請けの技術職員は対象外となります。なお、技能労働者の中には施工管理を行う「技術者」としての側面（例：登録基幹技能者、下請の主任技術者）がありますが、これらの者が実際に現場の施工に関わる場合、その名称にかかわらず、その労働者についても適用範囲に含まれます。

Ｑ４－６　「労務費の基準」が適用される条件は決まっているのか？

Ａ４－６　施工条件等によって適正な歩掛は異なるため、「労務費の基準」を公表する際、基準の前提となっている歩掛・作業内容・適用条件等を明示します。また、個々の建設工事において、当該工事の施工条件・作業内容等に応じて、適正な歩掛となるよう契約当事者間で補正する必要があります。

５．参考資料等

５－１　公共工事設計労務単価

国土交通省及び農林水産省では、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定している。

この調査を「公共事業労務費調査」といい同調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和 45 年から毎年定期的に実施されている。

（１）公共工事設計労務単価の調査範囲

一般に労務関係費とされている費用には、賃金ではない経費も含まれている。また、賃金の中にも、所定労働時間内における各職種の建設労働者の通常の作業条件・内容の労働に対する部分と、時間外、休日及び深夜の割増賃金や特殊な作業条件・内容の労働に対する手当等の部分がある。

このため、公共工事設計労務単価は、所定労働時間内８時間当たりにおける各職種の通常の作業条件・内容の労働に対する賃金の部分（図の二重線部分）のみで、他の労務関係費は積算時に別途計上（共通仮設費、現場管理費、割増賃金等）している。

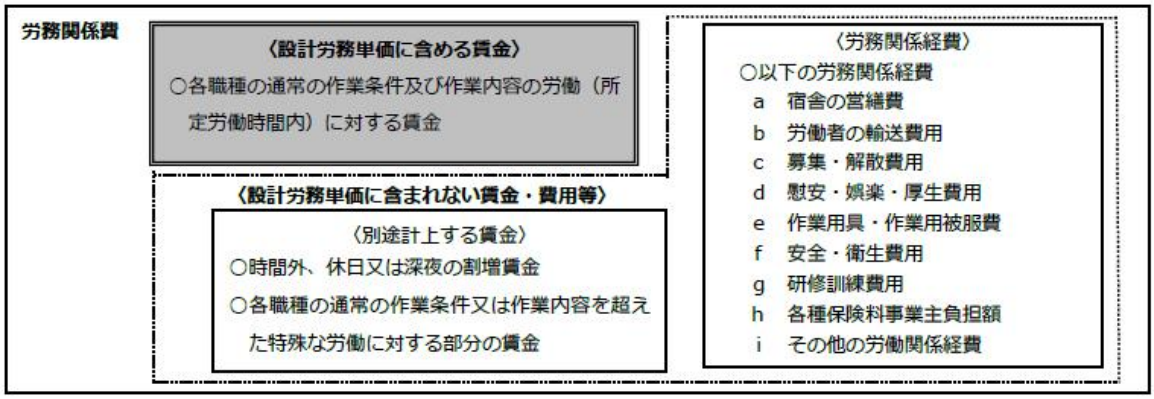

図８　公共工事の積算における労務関係費

出典：「公共事業労務費調査の手引き」令和７年 10 月　公共事業労務費調査連絡協議会

（２）公共工事設計労務単価の設定範囲

公共工事設計労務単価は、下図のとおり、所定労働時間内８時間当たりの「①基本給相当額」及び「②基準内手当」、並びに労働日数１日当たりの「③臨時の給与（賞与等）」及び「④実物給与（食事の支給等）」、の４つの要素により構成されている。

また、前述したとおり、「時間外、休日又は深夜の割増賃金」、「各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた特殊な労働に対する部分の手当」、「現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費」については含まれていない。

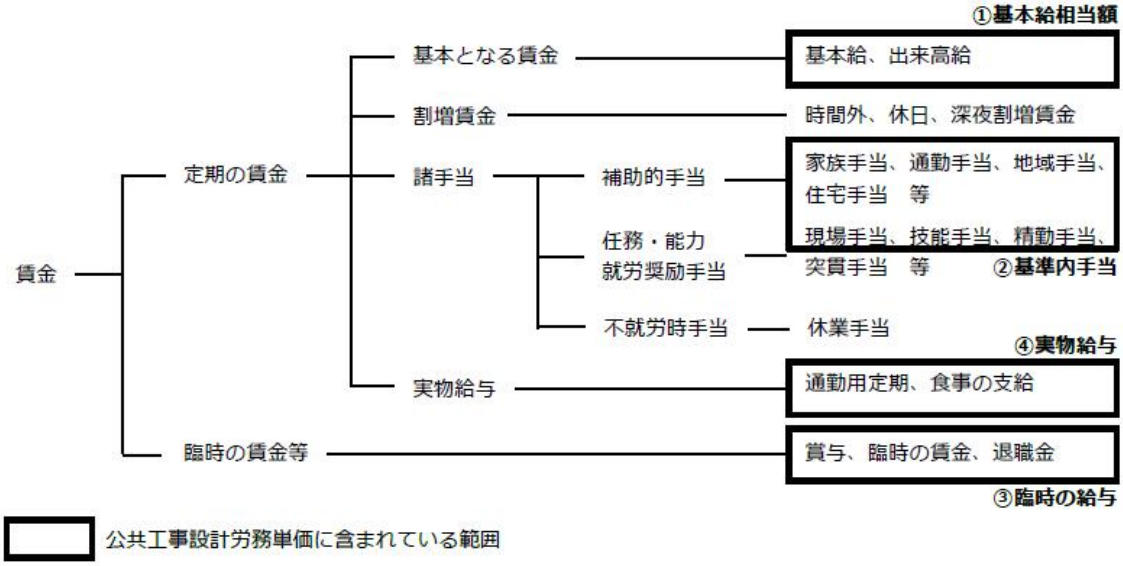

図９　公共工事設計労務単価の構成

出典：「公共事業労務費調査の手引き」令和７年 10 月　公共事業労務費調査連絡協議会

表９　公共工事設計労務単価の職種一覧

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
02	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
04	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
05	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
06	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
07	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
08	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
09	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員Ａ
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導警備員Ｂ

表 10　公共工事設計労務単価の職種定義一覧

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
01 特殊作業員　＜一般技能労働者＞	①　相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．**軽機械**（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）**を運転または操作**して行う次の作業 イ．機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ．吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマー、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ．可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ．コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 ｂ．人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ ｃ．ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 ｄ．コンクリートポンプ車の筒先作業 ②　その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの ③　除染工事において、上記の作業を行うもの
02 普通作業員　＜作業員＞	①　普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの ａ．人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 ｂ．人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 ｃ．人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） ｄ．人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く。） ｅ．人力による除草 ｆ．ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ②　その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの ③　除染工事において、上記の作業を行うもの
03 軽作業員　＜作業員＞	①　主として人力による軽易な次の作業を行うもの ａ．軽易な清掃または後片付け ｂ．公園等における草むしり ｃ．軽易な散水 ｄ．現場内の軽易な小運搬 ｅ．準備測量、出来高管理等の手伝い ｆ．仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 ｇ．品質管理のための試験等の手伝い ②　その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
04	造園工　＜一般技能労働者＞
	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ①　樹木の植栽または維持管理 ②　公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 ａ．芝等の地被類の植付け ｂ．景石の据付け ｃ．地ごしらえ ｄ．園路または広場の築造 ｅ．池または流れの築造 ｆ．公園設備の設置 ③　除染工事において、上記の作業を行うもの
05	法面工　＜一般技能労働者＞
	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 ｂ．高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 ｃ．モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06	とび工　＜一般技能労働者＞
	①　**高所・中空における作業について**相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。） ｂ．木橋の架設等 ｃ．杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く。） ｄ．仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 ｅ．重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く。） ｆ．鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く。） ②　除染工事において、上記の作業を行うもの
07	石工　＜一般技能労働者＞
	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．石材の加工 ｂ．石積みまたは石張り ｃ．構造物表面のはつり仕上げ
08	ブロック工　＜一般技能労働者＞
	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く。）
09	電工　＜一般技能労働者＞
	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b.　電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ①　第一種電気工事士 ②　第二種電気工事士 ③　認定電気工事従事者 ④　特種電気工事資格者
10	鉄筋工　＜一般技能労働者＞
	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
11	鉄骨工　＜一般技能労働者＞
	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。）
12	塗装工　＜世話役・一般技能労働者＞
	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む。）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するもの、舗装面の仕上げに従事するものおよび 23橋りょう塗装工 に該当するものを除く。）
13	溶接工　＜一般技能労働者＞
	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む。）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く。）
14	運転手（特殊）　＜一般技能労働者＞
	①　**重機械**（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第１項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）**の運転および操作について**相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次の作業について主体的業務を行うもの ａ．機械重量3t以上のブルトーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ｂ．吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ｃ．ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め ｄ．コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 ｅ．杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き ｆ．路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 ｇ．コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く） ②　除染工事において、上記の作業を行うもの
15	運転手（一般）　＜一般技能労働者＞
	①　道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、**主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について**主体的業務を行うもの ａ．資機材の運搬のための貨物自動車の運転 ｂ．もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 ｃ．機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ｄ．吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 ｅ．アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 ｆ．路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作 ②　除染工事において、上記の作業を行うもの
16	潜かん工　＜一般技能労働者＞
	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17	潜かん世話役　＜世話役＞
	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18	さく岩工　＜一般技能労働者＞
	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く。）について主体的業務を行うもの

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
19	トンネル特殊工　＜一般技能労働者＞
	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 ｂ．支保工の建込、維持、点検等 ｃ．アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 ｄ．ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 ｅ．アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 ｆ．シールド工事（圧気を除く。）における各種作業
20	トンネル作業員　＜作業員＞
	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの ａ．各種作業についての補助的業務 ｂ．人力による資材運搬等 ｃ．シールド工事（圧気を除く。）における各種作業についての補助的業務
21	トンネル世話役　＜世話役＞
	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22	橋りょう特殊工　＜一般技能労働者＞
	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く。）について主体的業務を行うもの ａ．ＰＣ橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 ｂ．コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 ｃ．コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23	橋りょう塗装工　＜世話役・一般技能労働者＞
	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24	橋りょう世話役　＜世話役＞
	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く。）
25	土木一般世話役　＜世話役＞
	①　**土木工事および重機械の運転または操作について**相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く。） ②　除染工事において、上記の作業を行うもの
26	高級船員　＜世話役＞
	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く。）の**各部門の長または統括責任者**をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く。） 以下の水面は、海面に含める。（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ①海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27	普通船員　＜一般技能労働者＞
	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む。）の船員で、**高級船員以外**のもの
28	潜水士　＜世話役・一般技能労働者＞
	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて**海面下で作業を行うもの** 潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう。

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
29	潜水連絡員　＜世話役・一般技能労働者＞
	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a.　潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b.　潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c.　送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30	潜水送気員　＜世話役・一般技能労働者＞
	潜水士への**送気の調節を行う**ための**弁またはコックを操作する**業務等を行うもの
31	山林砂防工　＜一般技能労働者＞
	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防工事（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの ａ．人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 ｂ．人力による資材の積込み、運搬、片付け等 ｃ．簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 ｄ．その他各作業について必要とされる関連業務
32	軌道工　＜一般技能労働者＞
	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 ｂ．新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33	型わく工　＜一般技能労働者＞
	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く。） ｂ．木坑、木橋等の仕拵え等
34	大工　＜世話役・一般技能労働者＞
	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35	左官　＜世話役・一般技能労働者＞
	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36	配管工　＜世話役・一般技能労働者＞
	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．配管ならびに管の撤去 ｂ．金属・非金属製品（管等）の加工および装着 ｃ．電触防護
37	はつり工　＜世話役・一般技能労働者＞
	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの（建築物を対象とするものに限る。） ａ．コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） ｂ．建築物の床または壁の穴あけ
38	防水工　＜世話役・一般技能労働者＞
	①　**防水工事について**相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの ②　除染工事において、上記の作業を行うもの
39	板金工　＜世話役・一般技能労働者＞
	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工 に該当するものを除く。）
40	タイル工　＜世話役・一般技能労働者＞
	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの

職種	＜世話役・一般技能労働者・作業員の区分＞ 定義と作業内容
41	サッシ工　＜世話役・一般技能労働者＞
	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42	屋根ふき工　＜世話役・一般技能労働者＞
	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く。）
43	内装工　＜世話役・一般技能労働者＞
	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44	ガラス工　＜世話役・一般技能労働者＞
	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45	建具工　＜世話役・一般技能労働者＞
	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46	ダクト工　＜世話役・一般技能労働者＞
	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く。）
47	保温工　＜世話役・一般技能労働者＞
	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
48	建築ブロック工　＜世話役・一般技能労働者＞
	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く。）
49	設備機械工　＜世話役・一般技能労働者＞
	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50	交通誘導警備員Ａ　＜世話役・一般技能労働者・作業員＞
	①　警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員 　なお、下線部のとおり交通誘導員Ａに分類されるためには、資格を有しているだけでなく、配置義務のある現場に従事している必要がありますので、分類に注意してください。（配置義務のある現場以外に従事している有資格者は交通誘導警備員Ｂとなります。） ②　除染工事において、上記の作業を行うもの
51	交通誘導警備員Ｂ　＜世話役・一般技能労働者・作業員＞
	①　警備業者の警備員で、交通誘導警備員Ａ以外の交通の誘導に従事するもの ②　除染工事において、上記の作業を行うもの

５－２　標準的な労務構成割合の算出方法

公共建築工事では、工事費算出の考え方が土木工事とは異なることから、積算システムで労務費のみを算出することが困難となっている。このため、本ガイドラインでは簡易的に労務費を算出するための「標準的な労務構成割合」を示している。

この「標準的な労務構成割合」は、国土交通省が調査している「建設資材・労働力需要実態調査結果」（いわゆる原単位調査結果）から算出したものである。

原単位とは、工事費 100 万円当たりの建設資材量（金額原単位）及び延べ床面積 10㎡当たりの建設資材量（面積原単位）であり、建設資材の需要予測に用いられている。

面積原単位は、当該工事における資材や労働力の投入量を延べ床面積で除したものであることから、面積原単位に延べ床面積を乗じることで、ある建築物に必要とされる資材や労働力の投入量の推計が可能である。

さらに、この投入量に労務単価を乗じることで、算出される労務費を工事費で除することにより「標準的な労務構成割合」を算出した。

「標準的な労務構成割合」の具体的な算出方法は、以下のとおりである。

（１）面積当たり労務費の算出

面積原単位[6]に労務単価を乗じることにより面積当たり労務費の算出を行った。

国土交通省における最新の原単位調査結果[7]は、令和５年度工事実績となっていることから、労務単価は「令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価」[8]を用いた。

原単位調査では代表的な 10 職種については、個別に原単位が調査されているが、残りの職種については「その他の職種」として一括りで調査されていることから、対応する労務単価についても、公共工事設計労務単価で設定されている 51 職種のうち、建築工事に従事しないと想定される職種（橋りょう特殊工等）を除いた以下の職種の平均により単価を設定した。

なお、原単位調査のその他職種については、「警備員を除く」としていることから、交通誘導警備員は除外した。

石工、ブロック工、電工、鉄骨工、塗装工、溶接工、配管工、はつり工、防水工、
板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工
保温工、設備機械工

[6] 建築着工統計区分（基本層：使途別・構造別）に対応した面積原単位（構造総合）
[7] 建設資材・労働力需要実態調査【建築部門】の結果について
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00290.html
[8] 令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価について
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html

表 11　面積原単位（令和５年度工事実績）

（人日/延べ床面積 10㎡当たり）

	居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
特殊作業員	0.85581	0.64786	0.41954	0.82591	1.69102	0.50029	0.35118	0.44281	0.61858	0.64905
普通作業員	2.39778	1.45109	1.22817	2.34974	3.29753	1.65680	0.85400	1.86066	2.48623	2.45542
軽作業員	0.43474	0.41051	0.45248	0.72116	0.75216	0.33765	0.17040	0.61749	0.53938	0.69071
鉄筋工	0.86646	0.95066	1.08862	1.12106	1.09701	0.75573	0.51120	2.08792	1.44084	1.60356
型枠工	1.54267	1.60489	1.60058	1.60260	1.76036	0.98143	0.54106	3.83602	2.58098	2.62746
大工	6.36073	4.38269	1.10798	0.75628	0.47514	0.17212	0.06090	0.66780	1.34771	1.64084
とび工	0.90774	1.00036	0.84748	1.73879	1.39525	1.46138	0.77915	1.96670	1.40334	2.04121
左官	1.05035	0.87453	0.69491	0.94523	1.08129	0.42599	0.22991	1.17284	1.09304	0.91811
運転手(特殊)	0.43580	0.50663	0.23989	0.72418	0.48604	0.44873	0.23433	0.70235	0.48039	0.72058
運転手(一般)	0.36621	0.25474	0.33838	0.53764	0.35884	0.24377	0.07204	0.25346	0.31790	0.40238
その他の職種	5.19997	6.99038	4.82226	8.66236	5.81851	6.02385	3.14201	12.88409	11.27705	10.16210

出典：「令和６年度　建設資材労働力需要実態調査業務　報告書」令和７年３月　国土交通省不動産・建設経済局

表 12　労務単価（令和５年３月から適用）

	労務単価（円/人日）
特殊作業員	24,074
普通作業員	20,662
軽作業員	15,874
鉄筋工	26,730
型枠工	27,162
大工	26,657
とび工	26,764
左官	25,958
運転手(特殊)	25,249
運転手(一般)	21,859
その他の職種	24,895

出典：令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価について
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00130.html
※その他の職種については P63 の職種の加重平均値で算出

表 13　面積当たり労務費

（円/㎡）

	居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
特殊作業員	2,060	1,560	1,010	1,988	4,071	1,204	845	1,066	1,489	1,563
普通作業員	4,954	2,998	2,538	4,855	6,813	3,423	1,765	3,844	5,137	5,073
軽作業員	690	652	718	1,145	1,194	536	270	980	856	1,096
鉄筋工	2,316	2,541	2,910	2,997	2,932	2,020	1,366	5,581	3,851	4,286
型枠工	4,190	4,359	4,348	4,353	4,781	2,666	1,470	10,419	7,010	7,137
大工	16,956	11,683	2,954	2,016	1,267	459	162	1,780	3,593	4,374
とび工	2,429	2,677	2,268	4,654	3,734	3,911	2,085	5,264	3,756	5,463
左官	2,726	2,270	1,804	2,454	2,807	1,106	597	3,044	2,837	2,383
運転手(特殊)	1,100	1,279	606	1,828	1,227	1,133	592	1,773	1,213	1,819
運転手(一般)	801	557	740	1,175	784	533	157	554	695	880
その他の職種	12,945	17,403	12,005	21,565	14,485	14,996	7,822	32,075	28,074	25,299
計	51,169	47,979	31,899	49,030	44,097	31,988	17,132	66,382	58,512	59,373

（２）「標準的な労務構成割合」の算出

前段で算出した面積当たり労務費（合計）を面積当たり契約額で除すことにより「標準的な労務構成割合」を算出した。

この面積当たり契約額についても原単位調査結果を用いた。

表 14　面積当たり契約額（令和５年工事実績）

(円/m²)

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
361,833	347,428	300,253	570,827	516,945	384,060	183,046	541,941	461,324	650,970

出典：「令和６年度　建設資材労働力需要実態調査業務　報告書」令和７年３月
国土交通省不動産・建設経済局

表 15　「標準的な労務構成割合」

居住専用住宅	居住専用準住宅	居住産業併用住宅	事務所	店舗	工場・作業場	倉庫	学校の校舎	病院・診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

５－３　その他の係数

各発注機関が低入札価格調査等で適用している係数は、下表のとおり。

（１）都道府県（土木工事）

表 16　その他の係数（都道府県（土木工事））

発注機関名	低入札価格	最低制限価格	備考
北海道	0.970	0.970	
青森県	0.990	0.990	
岩手県	0.970	未導入	
宮城県	0.970	未導入	
秋田県	0.970	0.970	
山形県	0.970	0.970	
福島県	0.970	0.970	
茨城県	0.970	0.970	
栃木県	0.970	0.970	
群馬県	0.970	0.970	
埼玉県	0.970	0.970	
千葉県	0.970	0.970	
東京都	0.970	0.970	
神奈川県	0.970	1.000	最低制限価格における直接工事費に乗じる変動係数は、当分の間1.000を適用
新潟県	1.000	1.000	
富山県	0.970	0.970	
石川県	0.970	0.970	
福井県	1.000	1.000	
山梨県	0.970	0.970	
長野県	－	未導入	入札価格の平均値を基に低入札価格調査基準価格を算出
岐阜県	0.970	0.970	
静岡県	0.970	0.970	
愛知県	0.970	0.970	
三重県	1.000	1.000	
滋賀県	0.970	0.970	
京都府	0.970	0.970	
大阪府	0.970	0.970	
兵庫県	0.970	0.970	
奈良県	0.970	0.970	
和歌山県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格1億円未満の場合の係数は「1.000」
鳥取県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格2億円未満の場合の係数は「1.000」
島根県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、WTO対象工事以外の場合の係数は「1.000」
岡山県	0.970	非公表	
広島県	－	未導入	入札価格の平均額から標準偏差の2分の1を減じた額（応札者数が5者未満の場合は入札価格の平均額の概ね95%）。ただし、予定価格の85%～92%の範囲内
山口県	1.000	1.000	
徳島県	0.970	0.970	
香川県	0.970	0.970	
愛媛県	0.970	0.970	
高知県	0.970	非公表	
福岡県	0.970	0.970	
佐賀県	－	－	予定価格の92%で固定
長崎県	－	－	予定価格の92%で固定
熊本県	0.970	0.970	
大分県	0.970	0.970	
宮崎県	0.970	0.970	
鹿児島県	0.970	0.970	
沖縄県	1.000	1.000	

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

（２）都道府県（建築工事）

表 17　その他の係数（都道府県（建築工事））

発注機関名	低入札価格	最低制限価格	備考
北海道	0.970	0.970	
青森県	0.990	0.990	
岩手県	0.970	未導入	
宮城県	0.970	未導入	
秋田県	0.970	0.970	
山形県	0.970	0.970	
福島県	0.970	0.970	
茨城県	0.970	0.970	※
栃木県	0.970	0.970	※
群馬県	0.970	0.970	
埼玉県	0.970	0.970	
千葉県	0.970	0.970	
東京都	0.970	0.970	※
神奈川県	0.970	1.000	最低制限価格における直接工事費に乗じる変動係数は、当分の間1.000を適用
新潟県	1.000	1.000	
富山県	0.970	0.970	
石川県	0.970	0.970	※
福井県	1.000	1.000	
山梨県	0.970	0.970	※
長野県	－	未導入	入札価格の平均値を基に低入札価格調査基準価格を算出
岐阜県	0.970	0.970	※
静岡県	0.970	0.970	
愛知県	0.970	0.970	※
三重県	1.000	1.000	※
滋賀県	0.970	0.970	
京都府	0.970	0.970	※
大阪府	0.970	0.970	※
兵庫県	0.970	0.970	※
奈良県	0.970	0.970	
和歌山県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格1億円未満の場合の係数は「1.000」
鳥取県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、予定価格4億円（建築一般以外の場合2億円）未満の場合の係数は「1.000」※
島根県	0.970	1.000	低入札価格調査のうち、WTO対象工事以外の場合の係数は「1.000」※
岡山県	0.970	非公表	※
広島県	－	未導入	入札価格の平均額から標準偏差の2分の1を減じた額（応札者数が5者未満の場合は入札価格の平均額の概ね95%）。ただし、予定価格の85%～92%の範囲内
山口県	1.000	1.000	※
徳島県	0.970	0.970	※
香川県	0.970	0.970	
愛媛県	0.970	0.970	※
高知県	0.970	非公表	※
福岡県	0.970	0.970	
佐賀県	－	－	予定価格の92%で固定
長崎県	－	－	予定価格の92%で固定
熊本県	0.970	0.970	
大分県	0.970	0.970	
宮崎県	0.970	0.970	※
鹿児島県	0.970	0.970	
沖縄県	1.000	1.000	

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

注）備考欄に「※」がついている発注機関は、予定価格の直接工事費から現場管理費の相当する金額（10分の1相当）を除いて直接工事費相当額を算出していることを要領等の資料に記載

（３）主な独立行政法人等

表 18　その他の係数（主な独立行政法人等）

発注機関名 （略称）	低入札 価格	最低制限 価格	備考
NEXCO東日本	0.970	未導入	
NEXCO中日本	0.970	未導入	
NEXCO西日本	0.970	－	WTO対象外工事の一部は、直接工事費+共通仮設費の71%未満が最低制限価格
首都高	0.970	未導入	
JRTT	0.970	未導入	
UR	0.970	未導入	土木工事、建築工事で同一の係数を使用

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）

（４）その他・発注機関が独自で設定・運用している係数

表 19　その他の係数（都道府県の独自係数）

発注機関名・工事種類	係数	出典・備考
山形県	0.750	「建設工事の入札における低入札価格調査制度について」…下請予定額が下請施工内容の積算価格の75%未満の場合は失格
埼玉県	0.800	「建設工事に係る低入札価格調査及び追跡調査の運用に関する基準」…入札金額見積内訳書の工種毎の金額が県積算の80%未満の場合は数的根拠を求める
三重県（土木）	0.950	「三重県低入札価格調査実施要領」…入札時に提出した工事費内訳書の直接工事費が設計金額×係数未満の場合は失格
三重県（建築）	0.935	

出典：各発注機関ホームページ（令和7年11月時点）